

## 泉佐野市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に基づき、泉佐野市健康増進計画・食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、泉佐野市健康増進計画・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的の達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 事業所団体関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)、

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、最初にかかれる会議については、本条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議において知り得た個人の情報を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

## 組織（第3条関係）

### 泉佐野市健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員構成

委員は、次の者及び団体から推薦される者により構成する。

1	学識経験者（健康増進）
2	学識経験者（食育推進）
3	泉佐野市保健対策推進協議会
4	泉佐野市保健対策推進協議会
5	泉佐野泉南医師会
6	泉佐野泉南歯科医師会
7	泉佐野薬剤師会
8	大阪がん循環器病予防センター
9	泉佐野市社会福祉協議会
10	泉佐野市民生委員児童委員協議会
11	泉佐野市長生会連合会
12	泉佐野市PTA連絡協議会
13	泉佐野市食生活改善推進協議会
14	いずみさのみんなの健康づくり応援団
15	大阪府泉佐野保健所管内泉佐野地区公衆衛生協力会
16	大阪府泉佐野保健所
17	泉佐野漁業協同組合
18	大阪泉州農業協同組合
19	泉佐野市地域活動栄養士会“ビーンズ”
20	泉佐野市民間保育協議会